

ご寄附のお願い

2026年《3次》

開始 4 / 1

終了 12 / 28

かがわの
文化財を
みらいへ
つなぐ。

かがわの文化財保全・活用応縁プロジェクト

香川県には、金刀比羅宮や志度寺、善通寺など、多くの魅力的な文化財があり、その美しさや歴史を守るために皆さまからの御支援を受け付けています。

いただいた御寄附は、文化財の保護活動を行う所有者や団体に助成され、文化財を守るための大切な活動に役立てられるとともに、香川の地域全体の魅力を向上させ、次世代にその魅力を引き継ぎ、未来の香川を創造する手助けとなります。

【寄附した場合の税制優遇】

<企業等の場合>

①県外に本社が所在する企業等

企業版ふるさと納税制度により、最大で寄附額の約9割相当の税額が軽減されます。

※10万円以上の寄附が対象で、寄附を行う代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

②本県に本社が所在する企業等

法人税法の規定により寄附額の全額が損金算入（課税所得の計算をするときに、益金からその金額を差し引くこと）され、一般的に寄附額の約3割相当の税額が軽減されます。

※詳細は国税庁のホームページをご覧ください。

なお、寄附対象文化財が所在する市町外からの寄附は、その市町へ寄附することによって、上記①の税制優遇が適用される場合があります。詳細は関係市町へお問い合わせください。

<個人の場合>

所得税法の規定により、その年中に支出した特定寄附金（国又は地方公共団体、公益団体等といった団体に対して行った寄附金）の合計額から2千円を差し引いた額が税額から控除されます。

※特定寄附金の合計額は所得金額の40%相当額が限度

【問い合わせ・申し込み先】 香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課
〒760-8582 香川県高松市天神前6-1 TEL 087-832-3314 FAX 087-831-1912
Email: shogaigakushu@pref.kagawa.lg.jp



プロジェクト案内ページ
(香川県教育委員会HP内)